

■□■受験対策ミニ講座 19号 2019■□■

いよいよ国家試験です。直前は滋養のあるものを取り、睡眠をしっかりとして体調を整えましょう。最終確認事項は、(1)最後まで決して諦めない (2)「2つ選べ」を見落とさない (3)難解な問題に時間をかけすぎない、の3点です。今回のコラムは万全の態勢で臨んでいただけるよう「当日の持ち物チェックリスト」をご用意しました。

【問題 19 27回 64】

生活保護法の目的、基本原理、原則に関する記述のうち、正しいものを1つ選べ。

- 1 生活保護が目的とする自立とは、保護の廃止を意味する経済的自立のことである。
- 2 急迫の状況の場合でも、申請の手続きをとらなければ保護を行うことはできない。
- 3 保護基準は、社会保障審議会が定める。
- 4 必要即応の原則とは、要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭または物品で満たすことのできない不足分を補う程度において保護を行うことをいう。
- 5 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶養は、生活保護に優先して行われる。

正解と解説は最後に記載しています。

■Plus Column . . . . .

【まだまだあるはずできること】

HBの鉛筆は準備しましたか？鉛筆の先はピンピンにとがっているより、少し丸くなっている方がマークシートを塗る時間が短縮できます。日頃、鉛筆を使う機会がない人はちょっとだけ、練習してみましよう。

試験必勝最大のポイントは「まず、試験会場に行くこと」そして、「最後まで諦めない姿勢」です。正解60%以上が合格圏とされていることを考えれば、多少の失点に動揺することはありません。試験後に「不適切問題」が発見され、その問題は「全員正解」とされることもあります。「おかげで0点科目を免れて合格！」という話も、実際にあります。

午前中は科目数も多く、難問もあるかもしれませんが、午後は事例など皆さんが得意な問題も多いため、挽回できる可能性大です。決して諦めることなく気を取り直して午後に向かいましよう。

この場での「仲間との情報交換」は不安をかきたてる材料となるので、休憩時間には「それぞれ、がんばろう」と声をかけ合って、孤独に耐えてください。

「休憩時間に見ていたものがそのまま出た」という話は、本当によく聞きます。「トイレに並ぶ時も参考書などを片手に持つこと」も忘れずに。

最後までジタバタするのはみっともないことではなく、真面目に誠実に取り組んでいる証拠です。存分に“ジタバタ”して、最後の最後まで全力を出し切ってください。事務局一同、みなさまの御健闘を心より、お祈りしています。頑張ってください！！

〔当日の持ち物チェックリスト〕

- 受験票
- 交通経路のメモ
- 財布
- 腕時計
- めがね
- HBの鉛筆 数本
- 消しゴム
- 小型の鉛筆削り・削りカス入れ
- ハンカチ・ポケットティッシュ

- 愛用の参考書など
- 昼食
- 飲み物
- おやつ・のど飴など
- 常備薬
- マスク・使い捨てカイロ
- ひざかけ 座布団など
- 上履き（必要とされている場合）
- ボールペン（事務手続き等で必要な場合に備えて）

■Back Number・・・・・・・・

過去のバックナンバーはこちら→[http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page\\_id=2686](http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686)

【問題 19 27回 19 正解と解説】

- 1 ×正しくは、報告書等では就労自立、日常生活自立、社会自立などがあげられている。
- 2 ×正しくは、急迫した状況では保護の実施機関の職権で保護を行うことができる。
- 3 ×正しくは、生活保護基準は厚生労働大臣が定める。
- 4 ×正しくは、選択肢の内容は「基準及び程度の原則」。
- 5 ○民法の扶養義務が優先されることは「補足性の原理」の一部。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19KDX 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus